

厚 生 委 員 会

令和 4 年 1 2 月 7 日 (水)

## 厚生委員会

日 時 令和4年12月7日(水) 午前10時00分開会—午前11時12分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 中原委員長、坂原副委員長、瀧見、反保、早川、松尾、道工、出口

欠席委員 なし

傍聴議員 谷地、奥野、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長

古橋教育長、松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長・会計管理者、相馬財政改革部長

栞山総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部総括理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長

松本しあわせ創造部理事(保険年金担当)

松下しあわせ創造部理事(子育て支援担当)

南しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長

川井しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼保健センター所長

堀口保険年金課長、橋野高齢福祉課長

堤子育て支援課長、藤井深日保育所長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしております。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

初めにお諮りいたします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可の申出に対して、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 それでは、傍聴を許可します。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

説明者、答弁者におかれましては、私は、基本のご指名いたしませんので、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いしたいと思います。

また、私が質疑するときは、副委員長に委員長の職務を代わっていただき、委員長席のまま質疑することをご了承願います。

それでは、議事に入っていきます。

議案第51号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）」についてのうち、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

お願いいたします。

堀口保険年金課長 それでは、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、372万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い、301万7,000円を増額計上いたしております。

なお、こちらにつきましては、歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

南しあわせ創造部副理事 続いて、身体に障害のある方に対する補装具給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金70万9,000円を増額計上いたしております。こちらにつきましては、歳出の補装具費に充当いたします。補助率は2分の1です。

堤子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金としまして、654万円の増額補正を行うものです。詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は2分の1です。

堀口保険年金課長 続きまして、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、636万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い、600万6,000円を増額計上いたしております。

なお、こちらにつきましても、歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

南しあわせ創造部副理事 続いて、身体に障害のある方に対する補装具給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金35万4,000円を増額計上いたしております。こちらにつきましては、歳出の補装具費に充当いたします。補助率は4分の1です。

堤子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金としまして、327万円の増額補正を行うものです。詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等府費負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は4分の1です。

堀口保険年金課長 続きまして、資料の1ページから2ページにかけてをご覧ください。

2 2 諸収入、3 雑入、雑入といたしまして、3, 0 6 7 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）分について、令和3年度の後期高齢者医療の医療費が確定したことにより、精算分の返還を受けるものとして、2, 9 6 7 万 1, 0 0 0 円を増額計上いたしております。堤子育て支援課長 続いて、子ども活動支援補助金として、1 0 0 万円を増額計上しております。詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、公益財団法人ライフスポーツ財団より、子ども活動支援補助金として、保育所管理費に充当するものです。なお、補助率は1 0 分の1 0 です。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして、5, 0 5 6 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行うものです。

中原委員長 続けて歳出をお願いいたします。

堀口保険年金課長 続きまして、資料の3ページをご覧ください。

歳出につきまして、ご説明いたします。

3 民生費、1 社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）といたしまして、1, 2 0 3 万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和4年度の国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い増額計上いたしております。

なお、財源といたしまして、歳入の1 6 国庫支出金、1 国庫負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金及び1 7 府支出金、1 府負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金を充当いたしております。

続きまして、国民健康保険特別会計繰出金費（職員給与費等）といたしまして、2 6 3 万 4, 0 0 0 円の減額補正でございます。

内容といたしまして、一般職の給与の独自減額の反映と管理職手当の独自減額の緩和及び人事異動等に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

南しあわせ創造部副理事 続きまして、補装具費といたしまして、1 4 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。

内容といたしましては、身体に障害のある方に対する補装具費給付費について、直近の利用実績に基づく本年度の所要見込額の算定に伴い増額補正を行うもので、

内訳として、障害児補装具給付費76万2,000円の増額、身体障害者補装具給付費65万9,000円の増額を計上いたしております。

なお、歳入の障害者自立支援給付費負担金、国70万9,000円、府35万4,000円を充当いたします。

橋野高齢福祉課長 続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金費といたしまして、329万9,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、一般職の給与の独自減額の反映及び管理職手当の独自減額の緩和並びに人事異動等に伴い、介護保険特別会計で支弁する人件費の調整等によるものでございます。

内訳といたしまして、職員給与費等248万円の減額、地域支援包括任意事業81万2,000円の減額、地域支援介護予防総合事業費7,000円の減額です。

堤子育て支援課長 続きまして、2児童福祉費、障害児通所支援費といたしまして、1,308万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、受給者数の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用量の増加に伴う障害児通所支援給付費の増額です。

財源といたしましては、障害児入所給付費等負担金、国654万円、府327万円を充当します。

続きまして、委員会資料4ページをご覧ください。

2児童福祉施設費、保育所管理費といたしまして、100万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、コロナ禍で減少した子どもの運動や遊びの機会を提供する遊具を購入し、町内各保育所に設置するための庁用器具費です。淡輪保育所には逆上がり補助板、屋内鉄棒及び乳児用の滑り台、深日保育所には屋内滑り台、ジャングルジム、多奈川保育所にはジャングルジムの設置いたします。

財源といたしましては、子ども活動支援補助金を充当します。

辻里しあわせ創造部理事長 続きまして、4衛生費、2清掃費、施設管理費ごみ処理施設といたしまして、539万1,000円を、3し尿処理費、施設管理費（し尿処理施設）といたしまして、319万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

内容といたしましては、原油や液化天然ガスなどの輸入価格高騰に伴う燃料調整額の上昇により予算額に不足が見込まれることから、令和5年3月までに必要となる電気代について増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分歳出計3,018万1,000円を増額補正するものです。

続きまして、債務負担行為補正追加といたしまして、リサイクル施設整備事業につきまして、期間を令和5年度、限度額を166万1,000円とするものです。

内容といたしましては、廃プラスチック圧縮梱包機の経年劣化により、油圧ポンプ等が故障し、緊急に修理を行う必要がありますが、修理に必要な交換部品の調達に6か月程度を要することから、年度内に完了が見込めないため、債務負担行為を設定するものです。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さんから質疑をお受けしたいと思います。

瀧見委員、お願いします。

瀧見委員 お伺いたします。4ページ、保育所管理費の件でございますが、ただいまご説明で、各保育所ともにコロナの関係で運動能力も下がっているということで、各器具を入れられるということなのですけれども、保育所に関する器具だけが対象なのでしょうか。子育て支援センター等の用具などは、これも中に含まれるのでしょうか、お伺いたします。

中原委員長 答弁どうぞ。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

支援センターにおかれる遊具も対象とはなりますが、今回、子育て支援課と所長の話し合いの協議の結果、今回は、各保育所に設置することとなりました。

中原委員長 瀧見委員、どうぞ。

瀧見委員 町内の保育所、子育て支援センターも含めて、保育所等の遊具などが随分老朽化していると思うのです。それで、将来を担っていただく子育てに関しまして、もう少し保育面におかれて、運動面におかれて、できれば、もう少しお子様たちが外で元気に育っていただくためにも、もう少し検討していただければありがたいと思います。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 私からも同じところの質問なのですが、2ページの歳入でお尋ねしますが、この子ども活動支援補助金、ライフスポーツ財団というところが支援していただけるということなのですが、先ほど瀧見委員からもありましたように、町内には、児童公園というのもあると思うのですが、私も一般質問で児童公園のあり方、さらにその活用方法ということの提案もさせていただいていますし、あと、スポーツ、子どもたちのスポーツの運動能力向上ということでも一般質問、今回させていただきました。その中で、児童公園の遊具、施設についても適用できるかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

子どもスポーツ用具の購入経費、大型遊具の改修・修繕等の経費が対象となりますので、児童遊園の遊具につきましても対象となります。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 今後、児童公園のあり方というのは、私からも提言させていただいていますので、ぜひ、引き続き、その支援というところで考えていただけたらと思います。これは要望です。

今度は、3ページの障害児通所支援給付費についてお伺いしたいのですが、予定よりサービスを利用される方が増えているということなのですが、何人ほど増えているのかということをお伺いしたいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

令和4年4月現在で39名、令和4年10月で44名、令和4年12月で42名となっております。

中原委員長 ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。

出口委員、どうぞ。

出口委員 すみません。4ページの4の衛生費、これが施設管理費のごみ処理費と、し尿処理費ということになってはいますが、今理事から説明があったように、原油、液化天然ガス、電気代という形で高騰しているのはよく理解できますけれども、大体この比率はどんなものかな。それと何か月分の費用の補正予算が組まれ



ているのかお教え願います。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 令和4年度の上半期の執行実績に加えて、前年度の下半期の伸び率により計算しております。計算しますと、施設ごとに約ひと月分ぐらい足らなかったこととなります。

中原委員長 出口委員、どうぞ。

出口委員 ということは、ごみ処理施設では539万1,000円ほど足りない。それでまた、し尿処理も319万2,000円が足りないということですか、これは、これから先も原油の高騰が、液化天然ガス、もちろん電気代も高騰してくると思いますけれども、これで十分1か月分は補足できるのですね。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 その分も見込んで計上しておりますが、これからの高騰でどうなるか分かりませんので、また足りない場合は、3月補正させていただくようになると思います。

中原委員長 それでは、お待たせしてすみません。瀧見委員、どうぞ。

瀧見委員 出口委員と同じことをお伺いしようと思ったのですが、4,000万円の当初の予算から、補正額が約10%ぐらいの比率で来ていると思うのです。ということは、単純に言えば、平らに言えば、約10%ぐらいの燃料費の高騰がありますという認識でよろしいのでしょうか。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 今の上がり具合で言いますと、瀧見委員おっしゃるとおり10%ぐらいの値上がりになっております。

中原委員長 瀧見委員、どうぞ。

瀧見委員 結構です。

中原委員長 ほかに委員の皆さん。

松尾委員、どうぞ。

松尾委員 4ページの債務負担行為の補正で上がっていますリサイクル施設整備事業に関してなのですが、私、ひょっとしたら聞き逃しているかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいのですが、この廃プラスチックの圧縮の機械が故障したということなのですが、今どうされているのかということをお聞きできたらと思いま

す。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 廃プラスチック梱包機につきましては、部品交換の調達に6か月かかるということで、今現在は止まっております。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 その間に、もし搬入されたときは、今どうされているのかどうかというのを、どうなっていますか。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 修理に必要な部品の調達に6か月程度要すること及びストックヤードでの仮置き場がないことから、可燃ごみと混合し、焼却しております。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 それは特に問題ないということによろしいですね。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 分別収集を開始するまでは、プラごみを焼却しておりました。

ピット内での可燃ごみとプラごみを十分攪拌することで燃焼温度の安定化を図っておりますので、可燃ごみとプラごみ、一緒に焼却することについては問題はございません。

中原委員長 ほかに委員の皆さん、質疑はよろしいでしょうか。

反保委員、どうぞ。

反保委員 4ページの一番下の債務負担行為補正のリサイクル施設整備事業、リサイクル整備事業とはどういった事業か教えていただきたいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 リサイクル施設整備事業といいますのは、美化センターの中にリサイクルセンターがございます。その中でリサイクルするために、今回、廃プラスチック梱包機が故障しておりますが、その梱包機の機械とペットボトルの梱包機の機械がありますので、そういう意味で、リサイクル整備事業としております。

中原委員長 ほかに委員の皆さん。

松尾委員、どうぞ。

松尾委員 何度もごめんなさい。参考までにお聞きしたいのですが、今回その6か月修理

にかかると、期間がかかるということなのですが、その6か月間で大体リサイクル料というのはどれぐらいになっているのかというのを、分かれば、分かる範囲でお答えいただければと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 9月から3月の見込み量は、5万5,000キログラムになります。

中原委員長 ほかに委員の皆さん、よろしいでしょうか。

出口委員、どうぞ。

出口委員 3ページの真ん中の補装具費ですね。これが補正予算で142万1,000円の内訳が障害児補装具給付費76万2,000円、身体障害者補装具給付費65万9,000円と、これは何名分を充当されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

南しあわせ創造部副理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

今回、補正予算で計上しております合計で142万1,000円の人数ということですが、こちらにつきましては、人数というよりも、過去3年間の下半期の利用実績を加味しまして、この程度不足するであろうということに計上しておりますので、特に人数というのは積算しておりません。

出口委員 分かりました。

中原委員長 委員の皆さん、ほかにないようでしたら、私から少しお聞きしたいことありますので、副委員長と代わっていただこうと思います。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。

中原委員長 委員会資料の4ページの、私からもリサイクル施設整備事業に関わってお尋ねしたいと思います。

先ほど来の質疑で、今は止まっているということと、それから、リサイクルで、本来であれば圧縮をして、売却するというものについては、可燃ごみと一緒に燃やしていて、それについては問題はないということは確認をさせていただきました。それで、これはいつから止まっているのかということと、それから、廃プラスチックの圧縮梱包機ということでもありますけれども、これは出す側、住民からすると、廃プラスチックごみを出したら、それを圧縮梱包するとい

うことなのかと思うのですが、ペットボトルについても、圧縮梱包できないということになるのか教えていただきたいと思います。

坂原副委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 廃プラスチック梱包機の故障につきましては、9月上旬から止まっております。ペットボトルにつきましては、圧縮梱包機で梱包しまして、容リ協に出しております。

坂原副委員長 委員長、どうぞ。

中原委員長 ということは、9月の中旬から、出す側は分別して出しているけれども、燃えるごみとして焼却炉で燃やしているということと、それから、ペットボトルについても、この圧縮梱包機、今は故障しているから、圧縮梱包ができないという対象になるということですか。ペットボトルについては、問題なく事業できているということですね。なるほど。廃プラスチックごみにに関してだけ、燃えるごみとして扱われているということが分かりました。

それで、それを聞くと、私は家で一生懸命廃プラスチックごみの分別をやっているのですよ。その私からすると、なぜ教えてくれなかったのと。要するに燃えるごみに入れて出せばいい話になりますよね、平たく言うとね。私は家で、旦那に、それ意味あるの、どっちがエコなのってよく言われながら分別しているのです。というのは、例えばプラスチックのトレーに何かべちゃっと、何か惣菜の何かねっとりしたものが付いていると、それは水で洗ったり、ティッシュで拭いたりして汚れを取って、廃プラスチックごみのほうへ入れるわけなのです。そうしたら、水も資源でしょうと、ティッシュも資源でしょうと、どちらのほうのエコなのだろうねって、あなたはいつも何かそういう資源は大事にとか言っているけど、それってどうなのって聞かれながら、分別をしているわけなのです。それを、今年の9月から止まっていると聞くと、なぬと思うわけなのです。それで、どうしてそのことを住民の皆さんにお伝えにならないのかと思うのです。というのは、分ける手間が省けるわけで、それなら、分けずに普通の燃えるごみの日に一緒に捨てるというのが、それを聞いたら普通の行動になるわけで、修理が終わって、また分別の必要が出てきたら分別を再開すればいい話と違うのかなと思うのですけれども、なぜ住民の皆さんに、今故障しているから分ける必要はありませんよと、燃えるごみのときに一緒に出してくださいと。合わせて、また分別し

ていただく時期になったら、またご協力くださいねという周知を行えばいいのと違うのかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

坂原副委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 プラごみの分別収集につきましては、平成22年から開始し、約12年が経過しております。可燃ごみ、缶・びん、プラごみ、小型不燃ごみといった家庭から排出されるごみの分別が定着されております。プラごみの圧縮梱包機の修理には、少なくとも6か月程度要しますが、その間、プラごみの分別収集を行わないとすると、住民の皆様の分別に対する意識の薄れ、また再開後のプラごみに他のごみの混入など、分別収集への影響が懸念されることから、分別収集を継続しております。あくまでも一時的な対応としてプラごみを焼却しているもので、これを継続することは考えておりません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 私は、知ってしまった以上、再開されるまではプラごみについては、もう分別することはしません。燃えるごみの中に入れて出しますけれども、これ例えばですが、私で言うと、淡輪地域に住んでいるので、金曜日にプラごみは回収に来ていただくわけなのです。お猿のかごやの音が鳴って出すのですが、それで、その曜日の回収が必要なくなるということにもつながっていくのと違うかなというように思うのです。要するに言いたいのは、回収にかかる経費の節減にもなっていくのと違うかなと、町財政で言うとね。ごみについては、収集量に応じて委託料が比例してきますので、それからいうと、燃えるごみの量が増えるということにはなりませんけれども、重量はそんなに大きくない。回数が減るわけだから、淡輪でいうと、金曜日の回収は減るということになるので、数か月の話かも分かりませんが、財政にも寄与するものと、少しならないのかなというように思ったりもするのですけれども、そこはどうなのでしょう。

坂原副委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 委員おっしゃるとおり、木曜日が深日地区のプラごみの収集日、金曜日が淡輪地区の収集日になっております。収集につきましては、可燃ごみと重なっておりますので、収集するのは同じです。毎週、週5日間、収集日があるのは変わらないので、どれだけ削減できるかという点もあろうかと思えますけれど

ども、担当としましては、一時的な対応としてプラごみを燃やしていることですので、継続したいと考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 私は、このことで岬町のリサイクル率の話、一般質問で、谷地議員も投げかけておられたし、先ほど松尾委員の質問もリサイクル料のことをお尋ねになりましたけれども、リサイクル率が今でも低いのにさらに下がってしまうのと違うかと。それはもう当然そうなりますよね、どうしてもね。それで、この住民さんに知らせないという対応を継続すると。私は、その姿勢は、やはり住民さんに対して失礼だと率直に思います。住民の皆さんを信頼して、今は分けなくてもいいのですと。分ける必要が出てきたら、またきちんと啓発をします。ぜひご協力くださいと、こういうリサイクルについては、住民の皆さんを信頼して、呼びかける、啓発する、その姿勢は何より行政に求められていることと違うのかなと、私はもうずっと思っているし、過去にも言ってきました。信頼関係が非常に大事なのです。一生懸命、協力しようと思って分けているのに、それを結局燃えるごみとして扱っているのかということになったら、行政全体に対する信頼を損ねることにもつながりかねないと思います。行政側の考え方も分かります。一回また元に戻ってしまったら、なかなかもう分けてくれないのと違うかとか、それはやはり住民の皆さんを信頼していないということと違うのかなと私は思うので、私がここで色々言っても、先ほどの答弁でいうと、態度を改めないということだと思いますので、そこについては、ぜひお考えいただきたいと、要望にとどめたいと思いますけれども、基本的な姿勢として、住民の皆さんを信頼するということは大事なことだと思いますので、ぜひこのことについては、ご一考いただきたいと思います。

それから、今回この部品、入手までに6か月かかるということですがけれども、何かおかしいなとか、そういう故障の兆しとか、そういうものはなかったのでしょうか。

それから、ほかの部分についても、心配なところがあるとか、そういったことは今のところないのか、それについてもお聞きしておきたいと思います。

坂原副委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 故障の兆しとか、急に止まってしまうものになってきます

ので、作業している者については、分からなかったように聞いております。ほかの設備につきましても、平成22年度導入の機械になりますので、これから故障が出てくるだろうとは予測はしております。それに対しまして、業者に来てもらったときに、どこか悪い箇所がないかというのは、見させておるところです。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 急に止まって本当に困る機械というのは幾つかありますけれども、そのうちの一つだろうなど。ごみ行政については、止まったらたちまち困ってしまうということですから、ほかの部品等についても、よく点検しながら、安全に進めていただきたいと思えますし、早く部品が入って、元に戻ることを願っていると。先ほど文句については言わせていただきましたので、重ねてそのことを今言うことはやめておきますけれども、よくお考えいただきたいと思えます。

坂原副委員長 では、進行を委員長にお返しします。

中原委員長 ご協力ありがとうございました。

松尾委員、どうぞ。

松尾委員 私からも、委員長がおっしゃられたことについて、提案というか、お聞きしたいことが出てきたので、お聞きしたいのですが、せっかく住民さんが分別して、そしてごみを出されているこの廃プラスチックなのですが、私もずっと循環型、循環型とうるさいほど言っている人間として、ほかの自治体との連携、こういったことが起きたときに、ほかの自治体との連携によって、リサイクル料、率が変わらない、変わらなくて循環できるという仕組みを今後構築していく必要があるのかと思うのですが、そのあたりの考えというのはいかがでしょうか。

例えば、和歌山市、阪南市、泉南市というところなのですが、いかがでしょうか。

中原委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 ほかの自治体との連携につきましては、今回はプラごみでありましたけれども、圧縮梱包して、容リ協というところに出すのですが、梱包にさせていただくことになると、運搬費の経費がかかってきますので、そういった面も含めると、かなり経費かかってきます。そういったことから、今回については、応急的な手段として、焼却しているところです。そういったことから、他の自治体につきましては、焼却場自体がストップした場合であれば、連携とかはやって

いただけるのですが、動いている場合は、そういった連携ということはできていないです。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 どこかの部品が壊れたら、もうストップして、ほかのごみと一緒に焼かないといけないという、今回の事例でよく分かったので、何か、ほかにいい手がないかというのを、せっかくの機会ととらえて、ほかの自治体とも協議の上、助け合いとか、そういうところで、ぜひ行っていただけたらという思いですので、それは要望としてとどめておきたいと思います。

中原委員長 ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。私、もう一つ疑問がわいてきたので、副委員長、お願いいたします。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。

中原委員長 今の件なのですが、リサイクルセンターの事業については、委託をしていますよね。このことで一部の事業ということになりますが、リサイクルセンターに委託している事業の中の一部ということになりますけれども、圧縮梱包をしなくてよくなるということは、委託料が減るということになるのでしょうか、教えてください。

坂原副委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 リサイクルセンターの事業としまして、まだペットボトルの梱包作業があります。リサイクルセンター自体の管理業務もありますんで、管理といたしますと、清掃とかきちんとしていただいているので委託料の減額ということはないと考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 仕事の量が減るのに委託料が減らないというのは、どういう制度設計というか、積算をされているのかよく分からないのですけれども、ご説明いただけますか。

坂原副委員長 答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 委託料の積算につきましては、主に人件費で積算をしておりますので、廃プラスチックの作業員の方が来られない、ほかの業務を当たるということで、違う業務に使っておりますので、削減できないということになります。

坂原副委員長 委員長、どうぞ。



中原委員長 公務の分野ですので、補完的なほかの事業を行っていただきながら、その方の収入は保障するというのは妥当だと思いますので、今、別の仕事をしていただいているということでありましたから、それで結構かと思えますけれども、普通に考えると、仕事が減ったら、そこに配置する人も必要なくなったりして、そのことは、町の財政に寄与するということにつながるわけで、そこがどうなのかと少し疑問に思いましたので、お聞きしましたが、雇用の問題もありますし、一旦委託を契約して、発生している事業でもありますから、そこは今のとおり運用していただくのが適切だと思いますけれども、無駄遣いというようなことにはならないように運営をしていただきたいと思います。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 皆さんもご協力ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、これで質疑終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第51号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第52号令「令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

お願いします。

堀口保険年金課長 令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）につきまして、ご説明いたします。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う国民健康保険料及び繰入金や前年度交付額の確定に伴う精算として返還が生じたことによる償還金及び国民健康保険特別会計で支弁する職員給与費等の調整に係る経費について編成いたしております。

資料の5ページをご覧ください。

歳入につきまして、ご説明いたします。

1 国民健康保険料、1 国民健康保険料のうち、医療給付費分現年分といたしまして、939万6,000円、後期高齢者支援金分現年分として、54万5,000円、介護納付金分現年分として、208万9,000円をそれぞれ減額補正するものです。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、7繰入金、1他会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金（軽減分）としまして、599万6,000円、保険基盤安定繰入金（支援分）としまして、548万4,000円、保険基盤安定繰入金（未就学児均等割分）としまして、55万円をそれぞれ増額補正し、職員給与費等繰入金としまして、263万4,000円を減額補正するものです。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費が決定したこと及び一般職の給与の独自減額の反映と管理職手当の独自減額の緩和や職員の人事異動等により、国民健康保険特別会計で支弁する人件費の調整に伴い計上いたしております。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

2 基金繰入金、財政基盤安定基金繰入金としまして、807万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、国民健康保険保険給付費等交付金のうち、特別交付金分の前年度交付額の確定に伴う精算として返還金が生じたため、その財源に充てるものです。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。

歳出につきまして、ご説明いたします。

1 総務費、1 総務管理費、一般管理費人件費といたしまして、263万4,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、一般職の給与の独自減額の反映と管理職手当の独自減額の緩和及び人事異動等に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与費等の調整に係る経費として、給料として177万6,000円、職員手当等として、28万2,000円、共済費として、57万6,000円をそれぞれ減額補正するものです。

次に、3 国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険基盤安定事業費が決定したことに伴い、1 医療給付部分、一般被保険者医療給付分として、939万6,000円、2 後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分として、54万5,000円、3 介護納付金分、介護納付金分として、208万9,000円をそれぞれ一般財源からその他特定財源に財源更正を行うものです。

次に、資料の8ページをご覧ください。

9 諸支出金、1 償還金及び還付加算金、償還金費としまして、807万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険保険給付費等交付金のうち、特別交付金分の前年度交付額の確定に伴う精算として増額計上するものでございます。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ544万1,000円の増額補正でございます。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

それでは、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致です。

よって、議案第52号は、本委員会において可決されました。

議案第54号、「令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

橋野高齢福祉課長 委員会資料の9ページをご覧ください。

令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、一般職の給与の独自減額の反映及び管理職手当の独自減額の緩和並びに人事異動等に伴い必要となる介護保険特別会計で支弁する人件費の調整に係る経費について計上するものでございます。

歳入についてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料としまして、88万6,000円減額、現年度分普通徴収保険料としまして、9万8,000円の減額補正です。

次に、4 国庫支出金、2 国庫補助金、2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分としまして、1万6,000円の減額補正です。

次に、3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分としまして、162万3,000円の減額補正です。

9ページから10ページにかけてをご覧ください。

次に、5 支払基金交付金、1 支払基金交付金、現年分としまして、1万7,000円の減額補正です。

次に、6 府支出金、2 府補助金、1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分としまして、7,000円の減額補正です。

次に、2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分としまして、81万2,000円の減額補正です。

10ページから11ページにかけてご覧ください。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分としまして、7,000円の減額補正です。

次に、3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）現年度分としまして、81万2,000円の減額補正です。

次に、4その他一般会計繰入金、職員給与費繰入金としまして、248万円の減額補正です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の12ページをご覧ください。

1総務費、1総務管理費、一般管理費人件費といたしまして、一般職の給与の独自減額の反映及び人事異動等に伴う人件費の調整等のため、248万円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料175万1,000円の減額、職員手当等23万円の減額、共済費49万9,000円の減額でございます。

次に、4地域支援事業費、2一般介護予防事業費、介護予防普及啓発事業費（人件費）といたしまして、一般職の給料の独自減額の反映に伴う人件費の調整等のため、14万7,000円の減額補正です。

内訳といたしましては、給料4万8,000円減額、職員手当等3万8,000円の減額、共済費6万1,000円の減額でございます。

次に、地域介護予防活動支援事業費といたしまして、人事異動等に伴う人件費の調整等のため、8万6,000円の増額補正です。

内訳といたしましては、旅費8万6,000円の増額補正でございます。

次に、3包括的支援事業・任意事業費、地域ケア会議推進事業費（人件費）といたしまして、人事異動等に伴う人件費の調整等のため、670万円の減額補正です。

内訳といたしましては、給料344万7,000円の減額、職員手当等208万円の減額、共済費117万3,000円の減額でございます。

次に、地域ケア会議推進事業費（人件費）（再任用職員）としまして、人事異動等に伴う人件費の調整のため、495万6,000円増額補正です。

内訳として、給料306万3,000円の増額、職員手当等94万8,000円の増額、共済費94万5,000円の増額補正でございます。

次に、5 認知症総合支援事業費 認知症総合支援事業人件費（一般職任期付職員）としまして、人事異動等に伴う人件費の調整等のため、348万4,000円の減額補正です。

内訳としましては、給料235万1,000円の減額、職員手当等54万1,000円の減額、共済費59万2,000円の減額でございます。

次に、認知症総合支援事業費としまして、人事異動等に伴う人件費の調整等のため、104万2,000円の増額補正です。

内訳としましては、報酬87万円の増額、共済費14万2,000円の増額、旅費3万円の増額でございます。

13ページをご覧ください。

次に、認知症総合支援事業費人件費として、一般職の給料の独自減額の反映及び管理職手当の独自減額の緩和に伴う人件費の調整等のため、3万1,000円の減額補正です。

内訳といたしましては、給料4万1,000円の増額、職員手当等6万7,000円の増額、共済費13万9,000円の減額でございます。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出それぞれ675万8,000円の減額補正でございます。

中原委員長 それでは、委員の皆さん、質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

中原委員長 満場一致です。

よって、議案第54号は、本委員会において可決されました。

議案第57号、「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、委員の皆さんから質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 1点だけ確認をお願いします。今回の提案につきましては、条例の全部改正ということで、これは特に、何か一つのことについて、条例を改正するというのではなくて、全部を改正するということなのですが、それは、今後これはどういうふうになるのかということをお聞きしたいのですけれども。これは国から毎回条例改正というのが国から来ますよね。すると、それに合わせて岬町としても、その都度改正をしないといけないというのがあるとは思うのです。今回のこの全部改正というのは、今後その辺どうなるのかということをお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えします。

今後ですが、国のほうが改正されれば、岬町のほうの改正は必要がなくなります。

中原委員長 坂原副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 今回のこの全部改正というのをすれば、今後国から、その都度条例改正があっても、岬町として、その都度また改正しなくてもいいと。国が改正すれば、その分、岬町も自動的に改正していくということによろしいのでしょうか。もう結構です。

中原委員長 ほかに委員の皆さん、よろしいでしょうか。

なければ、私からも質問がありますので、副委員長、お願いいたします。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。

中原委員長 今お聞きしていた副委員長からの質問に関わってお聞きするのですが、岬町としては、特に、毎回条例改定という事務が必要なくなるということで、ただ、

そうなりますと、知らない間に岬町の中でのルールが変わっているということも今後起こっていくわけですね。そういうことについて、例えば、その都度、国のほうでこう変わりましたので、岬町の中のルールも同様に変わりますというようなお知らせが、その都度いただけるのかどうか、国は勝手に変えるけど、岬町の中のルールですから、同じだとしても、実際に影響が及ぶのは、この件で言うと、保育所であったり、幼稚園であったり、認定こども園であったり、そこに通う子どもたち、そして、その保護者ということになりますので、私たち議会はきちんと掘っておく必要があると思うのです。そのあたりについて、きちんと逐一お知らせいただけるのかどうかということを知りたいのが一つと、それから、今回、岬町で作っている条例を国の法律同様に合わせますよという提案で、それで、一応、府令というのがあるわけなのですが、それと見比べをしてみたのですね。そうしましたら、きれいにほとんど同じなのだけど、1か所、岬町では、第3条の一般原則というところの中の第5号として、暴力団の排除規定というのが設けられているのです。だけれど国のほうには、それは無いのです。そこはどのようなふうに扱われるのかお聞きしたいというのが2点目です。

それから、利用定員の問題で、これは私もよく分からないのですけれども、私は、国が定めている子どもたちの人数、何人に対して保育士何人という基準がありますが、その基準を手厚くしたらどうかという提案をこれまでもしてきました。そういう、それをもし手厚くするということになるのであれば、それは岬町独自の基準を設けるということになるわけなのですが、その場合、条例として置いておけば、条例を触ればいいということになるのと違うかなと思っているのですが、ただ私、条例も政令も確認したのですけれども、それに該当するのがよく分からなくて、例えば、今後、岬町独自に子どもたち何人に対して保育士1人という基準を変える場合、その場合はどうするのかと、そういうこともできないようになるのか、それとも、この条例とは関係のない別の条例でそういうことは構えていますので構いませんよということになるのか、その辺の扱いについてお聞きしたいと思います。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 中原委員長の質問にお答えいたします。

まず、1件目の改正が行ったときの対応ですが、条ずれ等の簡易なもの他、



内容が関係してくることに关しましては、お知らせさせていただきたいと思ひます。

松下しあわせ創造部理事 2点目のご質問なんですけど、暴力団の排除規定が入っていないのではないかとということなんですけど、こちらについては、入れるかどうか検討はしたところなんですけど、特に必要ないだろうというふうに判断しまして、今回は入れないこととしています。近隣の状況も確認して入れているところもあれば、入っていないところもございまして、その辺のこともいろいろ調査はしたところなんですけど、岬町としては、そこまで入れる必要ないという判断をしたところでございます。

堤子育て支援課長 3点目のご質問なんですけど、こちらに記載のある利用定員と配置基準については別のものでありますので、配置基準が変更になった場合は、また別で定めさせていただきますと思ひます。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 ご協力ありがとうございました。

それでは、ほかに委員の皆さんからの質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致です。

よって、議案第57号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、全て議了しました。

続いて、案件2「その他」に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何か委員の皆さんからございましたら、お聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 1点だけ確認したいのですが、住民さんからの問い合わせもありまして、少しお聞きしたいのですが、ピアッツァ5ですね。ピアッツァ5の利用についてですが、岬町住民に割引というか、優待というか、そういう制度があると聞いているのですが、その辺がはっきりしていないので、ここで確認したいと思います。いかがでしょうか。

中原委員長 お答えをお願いいたします。どうぞ。

南しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えします。

健康ふれあいセンターのほうで、町民様への優遇ということで、現在やっておりますのが、毎月第1日曜日につきまして、町民の方、町民の日ということを設定しております、その日は、町民の方につきましては、お風呂、プール、ジムが無料ということで、ご利用いただいているということを実施しております。

中原委員長 副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 私も知らなかったのですが、それは何かの形で周知されているのでしょうか。

中原委員長 答弁どうぞ。

南しあわせ創造部副理事 周知の方法につきましては、健康ふれあいセンターのご利用の年間のカレンダーとしてのチラシを作成しております、そちらを健康ふれあいセンターのほうで配架しているという状況でございます。

中原委員長 副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 なかなか住民さん知らない人が結構いると思うので、もっと広く住民さんに周知するようにしてほしいと思うのです。せっかくピアッツァ5を運営している事業者が住民に対して優遇制度、優待としてするので、ぜひ広く住民にもっと知らしめるように周知してほしいと思います。要望にします。よろしくお願ひします。

中原委員長 ほかに委員の皆さん、その他で何かございましたら、お聞きしたいと思いますが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を終わります。

(午前11時12分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記  
するため、ここに署名する。

令和4年12月7日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶